

大和市公告第61号

大和市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成19年大和市条例第41号）第9条の規定により、令和8年8月7日に次のとおり大規模土地利用構想の届出があったので、同条例第10条の規定により、当該届出に係る大規模土地利用構想の写しを公衆の縦覧に供する。

令和8年8月20日

大和市長 古谷田 力

|                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 開発事業の名称           | （仮称）トヨタモビリティ神奈川 大和下鶴間店 新築工事  |
| 開発事業区域の位置         | 大和市下鶴間二丁目2816番9              |
| 開発事業区域の面積         | 7,916.44平方メートル               |
| 開発事業者の氏名          | 神奈川トヨタ自動車株式会社<br>代表取締役 安藤 栄一 |
| 大規模土地利用構想の写しの縦覧場所 | 大和市まちづくり部まちづくり計画課            |
| 縦覧期間              | 公告の日から30日間                   |